

消費生活協力員・協力団体養成事業（消費者庁地方協力課）

令和7年度予算（案）額 10百万円
（令和6年度予算額 10百万円）

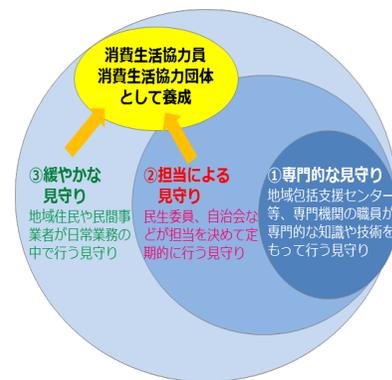
資料 3-3

事業概要・目的・必要性

- 消費者安全法（平成21年法律第50号）では、地方公共団体の長は、消費生活協力団体又は消費生活協力員を委嘱できると規定されている。
- 認知症高齢者を含む配慮を要する消費者の被害は年々増加しており、被害の未然防止、さらには消費者が安心して安全な消費生活を営める地域づくりのためには、地域における消費者被害の防止、早期発見、救済のためのアウトリーチ機能を強化する必要がある。
- その際、見守りや相談窓口の周知、被害防止のための情報提供等の活動を牽引する担い手の確保が必要である。
- 本事業は、地域の見守り活動の担い手となる消費生活協力員・協力団体の養成を行い、地域における消費者被害の防止、早期発見、救済のための機能強化につなげるものである。

事業イメージ

- 消費生活協力員・協力団体養成講座の開催
消費生活に関して関心を持つ住民又は消費者被害を発見しやすい立場にある者（ヘルパー、民生委員等）や地域の事業者（金融機関、コンビニ、宅配事業者等）を対象とした「消費生活協力員・協力団体養成講座」を開催する。



消費生活協力員・協力団体に期待される役割

- <被害未然防止のための情報提供>
 - ・悪質商法の紹介、チラシの配布
 - ・消費生活センターの紹介
- <消費者被害の早期発見>
 - ・気づきと声掛け
 - <被害情報の消費生活センターへのつなぎ>
 - ・被害を確実に消費生活センターにつなぐための（本人への）説得
 - ・消費生活センターとの協働（説明支援、クーリングオフ書面作成、発出のサポート等）
- <被害情報の適格消費者団体への提供>
 - ・景品表示法違反に係る差止め請求に資する適格消費者団体への適切な情報の提供

期待される効果

- 特に配慮を要する高齢者・障害者等の消費者に対する消費者被害の未然防止・拡大防止が図られる。
- 消費生活に関する知識を有する地域の見守りの多様な担い手が増加する。
- 消費生活センターの認知度が高まり、消費者被害の情報提供の増加が期待できる。

資金の流れ

